

< 認知調停 >

1 概要

婚姻関係にない父と母の間に出生した子を父が認知しない場合には、子などから父を相手とする家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

この調停において、当事者双方の間で、子が父の子であるという合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査等を行った上で、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がされます。

認知がされると、出生のときにさかのぼって法律上の親子関係が生じることとなります。

【母が「無戸籍」状態の子について（元）夫を父としない戸籍の記載を求める場合】

【子が法的な手続ができるようになった段階で母の（元）夫を父としない戸籍の記載を求める場合】

婚姻中に生まれた子は夫の子と推定されます。離婚後300日以内に生まれた子は、原則として、元夫の子と推定されますが、例外的に、その出生の時までに母が再婚した場合は、再婚後の夫の子と推定され、出生届を提出すると、再婚後の夫の子とする戸籍が作られます（※）。母が再婚していない場合は、仮に他の男性との間に生まれた子であっても、出生届を提出すると、元夫の子とする戸籍が作られます。この場合、元夫と子との親子関係を否定するには、原則として、嫡出否認の手続によることとなります。

※令和6年4月1日以降の出生に限ります。同日より前の出生の場合は、その出生の時までに母が再婚した場合であっても、離婚後300日以内に出生した子は元夫の子と推定されます。

しかし、婚姻中又は離婚後300日以内に生まれた子であっても、（元）夫が長期の海外出張、受刑、別居等で子の母と性的交渉がなかった場合など、母が（元）夫の子を妊娠する可能性がないことが客観的に明白であり、（元）夫の子であるとの推定を受けないものと判断される場合には、子の実の父を相手として認知調停の申立てをすることができます（このような場合、（元）夫を相手として親子関係不存在確認調停を申し立てる方法もあり、どちらかの手続を先にしなければならぬということはありません。）。

③	申立書・・・原本1通，写し1通	
④	進行連絡メモ	
⑤	送達場所の届出書	
⑥	子の戸籍謄本（全部事項証明書） ※3※4 →ただし，離婚後300日以内に出生した出生届未了の子に関する申立ての場合，子の出生証明书写し及び母の戸籍謄本（全部事項証明書）※3※4	
⑦	相手方の戸籍謄本（全部事項証明書）※3※4	

提出の際には，必ず「書面を提出される方へ D」を予めご確認ください。

- ※1 ここに記載しているものは，審理のために標準的に必要なものであり，事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。
- ※2 親子の関係があることを明らかにするために，鑑定を行う場合もあります。
この場合，原則として，申立人が鑑定に要する費用を負担することになります。
- ※3 3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※4 同じ書類は1通で足りません。

5 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代表）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせください。）